別表2（届出事項）

該当する漁業の種類		全ての大臣許可漁業																							沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業、中型さけ・ます流し網漁業、ずわいがに漁業、日本海べにずわいがに漁業	大中型まき網漁業		かつお・まぐろ漁業										
書類／手続		届出書（申告書）	申請理由書	本人確認書類 ※	漁船登録謄本 ※	船舶検査証書写（20トン未満の船舶は無い場合もある） ※	船舶使用承諾書又は船舶使用契約書（使用者と所有者が異なる場合）	船舶所有者の本人確認書類（使用者と所有者が異なる場合）	相続同意書	戸籍謄本	住民票抄本	海難報告書（所管官庁の認証のあるもの）	定款・登記事項証明書（法人の場合） ※	貸借対照表、損益計算書、財産目録（法人の場合）、最近の財産状況を明らかにする書類（個人の場合） ※	権利義務関係明細書（共同経営の場合）	代表者選定届（共同経営の場合）	漁船設備明細書（20トン以上の場合）	現許可証写	起業の認可指令書・延長指令書写（期間延長を受けた場合）	適格性に関する申立書・誓約書	英文による許可証明書の発給申請書（希望がある場合）	地域漁業管理機関（WCPFC又はNPFC）漁船登録票（WCPFC又はNPFC登録船のみ）	船体側面の写真	衛星船位測定送信機（国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行のためにVMSを設置している場合）～VMS～位置通報許諾書	WCPFCのVMS合意書（国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行のためにVMSを設置している場合）	漁獲物等陸揚港選定届出書	大中型まき網漁業（共同経営の場合）の漁獲物等の国外陸揚げ等報告書（変更届）（転載又は陸揚げの十日前までに提出）	（WCPFC又はIOTCの定める転載申告書（転載の十五日後までに提出））	国外陸揚の場合 国外陸揚げ等報告書	国外陸揚の場合 水揚げ仕切り書の写し	国内陸揚の場合（大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろ以外） 国内陸揚げ予定報告書	国内陸揚の場合（大西洋くろまぐろ以外） 水揚げ仕切り書の写し	国内陸揚の場合（大西洋くろまぐろ） 国内陸揚げ予定報告書	国内陸揚の場合（大西洋くろまぐろ） ICCATCDS（ICCATBLUEFIN TUNA DOCUMENT FORMの写し）	国内陸揚の場合（大西洋くろまぐろ） くろまぐろ漁獲証明書の写し	国内陸揚の場合（大西洋くろまぐろ） 水揚げ仕切り書の写し	国内陸揚の場合（みなみまぐろ） 国内陸揚げ予定報告書	国内陸揚の場合（みなみまぐろ） みなみまぐろ漁獲証明書の写し？（CCSBT MONITORING FORMの写し）	国内陸揚の場合（みなみまぐろ） 水揚げ仕切り書の写し	転載の場合 WCPFC IOTC ICCAT（転載の十五日後までに提出）又は（WCPFC IOTC ICCAT又はの定める転載申告書）
様式		以下のとおり	様式1	—	—	—	様式2	—	様式26	—	—	—	—	様式5－1～5－4	様式6	様式7	様式8	—	—	適格性事務取扱様式1、2	英文証明要領取扱様式第1号	様式14	—	様式15	様式16	様式13	様式27	様式28－1又は様式28－2	様式29	—	様式30	—	様式30	様式31	—	様式30	様式32	—	様式28－1～28－4
休業の届出	法第50条	様式23		○																																		
船舶の滅失又は沈没した場合の届出	省令第5条	様式24		○								○																										
相続又は法人の合併若しくは分割の届出	省令第6,12条	様式25	○	○	○	△	△	△	○	○	○		△	○	△	△	△	○	○	○	△	○	△	○	○	○												
運搬船の届出	省令第40条	省令別記様式第4号		○	○ 運搬船	○ 運搬船	○ 運搬船	○ 運搬船														○	○	○	○													
運搬船の変更の届出	省令第40条	—		○	○ 運搬船	○ 運搬船	○ 運搬船	○ 運搬船														○	○	○	○													
火船等の届出	省令第41条	省令別記様式第5号		○	○ 火船等	○ 火船等	○ 火船等	○ 火船等														○	○	○	○													
火船等の変更の届出	省令第41条	—		○	○ 火船等	○ 火船等	○ 火船等	○ 火船等														○	○	○	○													
陸揚の届出	省令第61条	—																										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
転載の届出	省令第61条	—																										○										○
陸揚げ又は転載の届出	省令第42条	—																									○	○										

備考
1　○印を付した書類は必須のものであり、△印を付した書類は書類の行のそれぞれの欄に書かれた括弧書きに該当する場合に提出することとする。
2　※の付された書類は、同一の漁業者が同時に2件以上の申請をする場合、いずれかの申請書に一部を添付することで足りることとする。
3　上表中、「法」とは「漁業法（昭和24年法律第267号）」を、「省令」とは「漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）」を、「適格性事務取扱」とは「許可等の申請者又は許可等を受けた者の適格性に関する事務取扱いについて（令和2年11月16日付け2水漁第883号水産庁長官通知）」を、「英文証明書取扱要領」とは「公海等で操業する漁業者の漁業許可に係る英文等許可証明書の発給に関する取扱要領（令和元年5月31日付け元水管第166号水産庁長官通知）」をいう。